

令和2年2月定例会 特別委員会の記録

災害に強い県づくり特別委員会

委員会は、付議事件1「台風第19号等からの復旧・復興について」及び付議事件2「防災・減災、国土強靱化について」の概要について、執行部から説明を受けるとともに、審議を行った。

付議事件
1 台風第19号等からの復旧・復興について 2 防災・減災、国土強靱化について 3 上記1及び2に関連する事項
調査事項及び調査内容
1 <u>台風第19号等からの復旧・復興について</u> (1) <u>災害対策について</u> ① <u>生活の再建</u> ② <u>生業の再建</u> ③ <u>災害復旧</u> ④ <u>災害救助等</u> (2) <u>災害対応に係る検証について</u> ① <u>災害対応の検証</u> 2 <u>防災・減災、国土強靱化について</u> (1) <u>防災・災害対策について</u> ① <u>防災・災害対策の推進</u> (2) <u>災害に強く県土基盤づくりについて</u> ① <u>災害に強く安全・安心なまちづくりに関すること</u> ② <u>復興を支える交通基盤の整備</u>

委員長名	満山喜一
委員会開催日	令和2年3月16日(月)
所属委員	[副委員長] 坂本竜太郎 大場秀樹 [理事] 宮本しづえ 椎根健雄 [委員] 西丸武進 宗方保 杉山純一 今井久敏 佐藤政隆 鈴木智 水野透 鈴木優樹



満山喜一委員長

(3月16日 (月))

宮本しづえ委員

この間行ってきた事業の内容について、資料で提出願う。

危機管理部については、災害対応のうち、特に被災者・避難者の状況及び住まいの再建に関わる各種支援制度の支給状況の資料を委員会に提出願う。

満山喜一委員長

これまでの危機管理部の状況報告について、資料を請求したいが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

満山喜一委員長

異議ないと認め、資料を提出願う。

宮本しづえ委員

農地及び農業施設の被害について、新年度の農業再開が難しい地域が大きく残されていないか。取水堰については、水稻の作付までに取水が可能となる見込みだと報告されているため、大きな地域が残されることはないと思うが、多くの戸数及び面積について対応できないところが残されていないか。

農村基盤整備課長

現在、農業用施設の復旧について、用水確保を優先に取水堰、揚水ポンプ及び水路等の整備を行っている。

農地についても、堆積土砂の撤去に関して、効率的に実施できる箇所から災害復旧を進めている。

間もなく田植に向けた育苗作業等が始まることから、被災農家へ復旧の見通しを伝えるよう農林事務所とともに市町村等に対して現地指導を行っている。

河川沿いで堤防復旧と同時、あるいは復旧後でないと再開できない部分もあるが、春の作付に向け影響が最小限となるよう、4月に入っても諦めずに取り組んでいく。

宮本しづえ委員

昨日も自分の田のあぜが崩れたとの電話があった。

隣の農地所有者から最近崩れたと言われたが、その方は障がい者であるため、これまであぜが崩れていることに気づかず、どうしたらよいか分からないとのことだった。

国の補助対象となる事業については、災害査定が終わったため市町村の対応となるが、調査が終わっていない箇所もあるのではないかと。市町村の対応及び県の支援も含めて、取りこぼしがないよう対策を講ずる必要がある。

次回7月に開催される委員会までに作付に向けて農家が考える必要があるため、対応願う。

農村基盤整備課長

国庫補助の対象となる災害については、1月末までに災害査定を終了している。

今回の激甚災害にあっては、市町村も単独事業を設けるなどの対応を取るため、各市町村に確認の上、今後の対応について検討する。

宮本しづえ委員

市町村と連携し、取りこぼしのないよう願う。

治山施設の復旧について、福島市及び南相馬市の2地区において被害が発生したと報告があった。

治山施設については2か所しか被害がないとの理解でよいか。

森林保全課長

今回の台風第19号では21市町村52か所において、土砂崩れ等の災害が発生している。報告したのは、林地荒廃防止施設災害復旧事業の対応の2か所についてである。これは、既存の治山施設が壊れたときに復旧する事業であり、国の災害査

定を受けて復旧費用を求めるものである。

治山事業はこのほかにも多数あり、令和元年度は9か所、2年度は15か所ほど当初予算で計上しており、残りは3年度以降対応する。

宮本しづえ委員

林地崩壊防止事業は、激甚災害であれば国の支援もあるため、もっと積極的な活用を図るべきである。市町村と連携しながら活用を進めてほしい。

また、水害の被災地域の住民は、ここで住宅を再建してよいか苦渋の決断を迫られている。

福島市でも何か所か住民説明会が行われているが、県は水害箇所について、県管理河川の整備計画に関する住民説明会を積極的に行う必要があると思うが、箇所ごとに住民説明会を行っているのか。また、地元から要望があれば説明会を行っているのか。

河川整備課長

現在、改良復旧事業などについて国と調整しており、事業採択となれば、速やかに住民に説明したい。

宮本しづえ委員

事業採択となったもののみ説明会を行ってきたとのことか。事業採択までには計画の策定もあるため、まずは住民に水害が起きた原因も含めて説明し、意見を聴く場を積極的に設け、住民の思いを県が把握する必要がある。事業の内容に関する質問ではあるが、この時期にどんどん行う必要があり、7月まで待てないため問題提起した。

住民説明会はあくまでも事業計画に基づくもののみであり、それ以外について行っていないのか。

河川整備課長

改良復旧計画も含めて、改修の必要な箇所の計画について説明している。これまでも住民等から要請があった場合には、その都度必要性について説明している。今後ともそのように対応していきたい。

宮本しづえ委員

要請があれば対応するとのことだが、そのことを分かっている地域はあまり多くないと思われる。さらに、どうしたらよいか分からない不安の中で期間が経過している地域もあると思われるため、被災した県管理河川流域及び被災区域の住民に対して、積極的な説明会を行ってほしい。要望とする。

今井久敏委員

阿武隈川本川についての事業となると、国の10年計画の話になるが、いずれの河川も本川のバックウオーター現象により被害を受けている。県管理河川への流入箇所もバックウオーター現象による被害がある。

我々は、国があらかじめ公表したものしか分からない。いわき地域はまた別な流れだが、阿武隈川本川について、県が知り得ている国の整備計画内容を示してほしい。

河川計画課長

阿武隈川は国直轄で河川整備計画を策定しており、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに基づき今後対策を進めるとのことである。

今回は、県事業の説明であるため内容は入れていないが、委員会で要請があれば、国と情報共有している内容を提供できると思う。

佐藤政隆委員

河川と一緒に農地が流出した箇所もある。農林水産部と土木部が共に早期復旧を行わなくてはならないと思うが、どの程度まで実施してきたのか。

農村基盤整備課長

河川護岸と農地との復旧の兼ね合いになるが、建設事務所、農林事務所及び市町村とともに復旧範囲の境界及び復旧時期について調整しながら進めている。